

寄稿22

企業のESG評価制度への対応の必要性和方向性 ～CDPを例に挙げて～

株式会社ブライトイノベーション 常務取締役
荻巣和紀（おぎす・かずのり）

◆背景：グローバル課題の表面化・深刻化

近年、気候変動をはじめとした環境問題、コロナウイルス等の感染症の蔓延、および地政学上のリスク等、様々なグローバル課題が表面化および深刻化している。世界経済フォーラムが発行した「グローバルリスク報告書2022年版」では、今後10年間で最も深刻な世界規模のリスクの第1位として「気候変動への適応（あるいは対応）の失敗」、第2位に「異常気象」、第3位に「生物多様性の損失」が挙げられている。「生物多様性」とは、生態系サービス（酸素形成、水循環、気候緩和、および食料を含む人類活動に必要な資源の供給等、生態系が提供しているサービス）の基盤となるものである。経済活動は生態系サービスの能力に制約されるとともに気候変動の緩和や気候変動への適応にも不可欠なものである。近年、生物多様性の損失が進む中、その対応の必要性が高まっており、2022年12月にカナダのモントリオールにて開催予定のCOP15（生物多様性条約第15回締約国会議）第二部にて、ポスト2020生物多様性枠組（2020年までの国際目標であった愛知目標に代わる、2021年以降の新たな国際目標）が採択される予定となっている。

その他、第7位に「人為的な環境災害」、第8位に「天然資源危機」が挙げられており、気候変動をはじめとした環境問題が、グローバルリスク上位10テーマの内、5つを占めている。

◆グローバル課題の事業戦略への影響

前述したグローバル課題の重要な要因の1つとして、企業活動が挙げられる。そのため、環境対応をはじめとするESG（Environment, Social, Governance）を重視した活動が急務であるとい

う考え方が社会に広まった。企業が脱炭素化を含むESGを重視した活動へ舵を切ることとなった非常に重要な出来事として、SDGs（国連持続可能な開発目標）⁽ⁱ⁾が2016年に発効されたこと、および同年に、パリ協定⁽ⁱⁱ⁾が発効されたことが挙げられる。これらは、人類社会のサステナビリティ実現に向けた大転換点となった出来事といえる。

その後、特に最大のグローバルリスクの1つである気候変動問題への対応策として、温室効果ガス排出の原因である化石燃料の使用への圧力、カーボンプライシング（温室効果ガス排出への価格付け）やガソリン車販売禁止等の政策・規制の制定・強化といった施策が世界的に加速化していたものの、ロシア・ウクライナ情勢に伴うエネルギー危機等により、世界の脱炭素化は減速した面も見られる。しかしながら、気候変動がこれ以上深刻化することに伴う人類活動への甚大な影響の観点や、化石燃料の調達リスク回避等の地政学上のリスク低減の観点からも、中長期的には脱炭素化をはじめとしたサステナビリティ対応は進展するまたは進展せざるを得ないことが想定される。気候変動対応をはじめとしたサステナビリティ対応は、過去のように単なる規制対応ではなく、事業リスクの低減や事業機会の獲得といった事業戦略そのものとなっている。

◆ESG情報開示および評価制度対応に関する重要性の高まり

以上の背景により、企業のESG対応戦略の巧拙が財務および事業継続に大きな影響を与える社会になり、企業のESG対応に対する投資家等

の関心が高まっていることから、ESG投資が進展している。ESG投資額は、2020年には既に約35.3兆ドル（約3,900兆円）に達しており、昨年、世界の運用資産の約1/3はESG投資となっている。

投資家は、投資判断に際し、企業の公開情報やESG評価制度における評価結果を参考にする。ESG情報は、投資家が適切な投資判断を行うための基礎情報として、ますます重要性が高まっており、今後その傾向はさらに強まっていくことが想定される。投資判断に資するESG情報の開示を後押しするイニシアティブまたは組織として、近年では、2017年6月に設置されたTCFD（Task Force on Climate-related Financial Disclosures, 気候関連財務情報開示タスクフォース）、2021年6月に設置されたTNFD（Task Force on Nature-related Financial Disclosures, 自然関連財務情報開示タスクフォース）、および2021年11月に国際会計基準（IFRS）財団の中に設置されたISSB（International Sustainability Standards Board, 国際サステナビリティ基準審議会）等が挙げられる。これら組織は、環境・サステナビリティ情報開示の枠組みを明示または整理・統合し、開示を促進する取り組みを進めている。

また、EUタクソノミー規則⁽ⁱⁱⁱ⁾やCSRD（Corporate Sustainability Reporting Directive, 企業サステナビリティ報告指令）の制定・公表等、サステナビリティ情報開示に関する法制化の動きも進展している。日本でも、有価証券報告書におけるサステナビリティ情報開示の法制化の方針が公表されており、2023年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等から適用予定となっている。

さらに、ESG評価制度の拡充が進展している。ESG評価制度における評価結果は、投資家からの評価、ひいては企業価値にも影響を及ぼすため、企業には、ESG対応を着実に進めること、タイムリーかつ適切な情報開示を行うことに加え、影響

力の大きいESG評価制度へ適切に回答し、評価向上を図ることが必要となっている。

ESG評価制度の中で、最も著名かつ影響力が大きい制度の1つがCDPである。以下、特にCDPについて取り上げ、その概要と企業の対応動向について概説する。

◆CDPの概要と企業の対応動向

CDPは、2000年に発足した英国の非政府組織（NGO）であり、日本では2005年より活動を開始している。2003年にClimate Change（気候変動）質問書を、2009年にWater Security（水セキュリティ）質問書を、2011年にForests（森林）質問書を、主要国の時価総額上位企業等に対して送付開始し、各企業等による質問書への回答内容に基づき、スコア付けをして開示する取り組みを行っている（スコアは、評価が高い順に、A、A-、B、B-、C、C-、D、D-の8段階およびF(未回答)）。回答組織数（2021年）は、世界全体で、Climate Change（気候変動）が13,126件と圧倒的に多く、次いでWater Security（水セキュリティ）が3,368件、Forests（森林）が864件の順になっている^(iv)。CDPの認知度の高まりとともに、回答組織は年々増加している。2022年11月10日現在のCDP公表情報によると、2022年は、全世界において、回答組織数が前年から約38%増加した（テーマごとの回答組織数等の詳細は後日公表）。また、日本では、2022年より、特にClimate Change（気候変動）質問書について、東証プライム市場上場企業全社（1,841社）に送付され、1,000社以上が回答している（その他、日本企業約700社がCDP質問書に回答）^(v)。

CDP質問書に関する今後の動向として、これまではClimate Change（気候変動）、Water Security（水セキュリティ）、およびForests（森林）の3つのテーマが対象であったが、今後、テーマの追加が予定されていること（海洋、土地

利用、生物多様性、食料生産、廃棄物など、プラネタリー・バウンダリー^(vi)をカバーするように範囲を広げる方針が明示されている)、および各テーマが統合された質問書になっていく方向性が示されている。

CDP質問書の内容としては、各テーマ(例: Climate Change, Water Security, Forests)におけるガバナンス、リスク・機会の内容とその管理プロセス、目標、実績、およびバリューチェーンにおける協働等を評価するものとなっている。近年の傾向としては、特にClimate Change(気候変動)質問書において、目標のレベル・バウンダリー・内容(例: パリ協定で示された努力目標である1.5℃の世界に沿っているか)、取組み・パフォーマンス(例: 排出削減量、再エネ導入量、1.5℃の世界に沿った活動)、およびバリューチェーンにおける実績把握・取組み・エンゲージメント活動等に関する評価が強化されつつあることが挙げられる。環境活動に関する管理体制面での強化はさることながら、バリューチェーン全体での実質的な取組み・パフォーマンス改善の重要性が高まる傾向にあるということである。これらの傾向は、Climate Change(気候変動)のみならず、他のテーマについても同様となっていくことが想定される。また、質問書および評価基準は、社会情勢・ニーズに応じて年々更新されるため、前年度と同様の回答内容ではスコアを維持できない可能性がある。以上をふまえ、CDPで高評価を獲得したい企業は、社会的要請に対応し

た高いレベルの目標を設定すること(例: Science Based Targets(科学に整合した目標)^(vii)の設定)、自社のパフォーマンスを改善すること(例: 自社の温室効果ガスの継続的な排出削減)、バリューチェーン対応を強化すること(例: サプライヤー等との環境負荷低減に関する協働、製品設計の改善による製品使用・廃棄段階の環境負荷低減)、およびそれらの取組みについて、回答年度の評価基準を適切に理解し回答することが求められている。

ESG投資が進展する中、ESG評価制度で最も著名なものの1つであるCDP質問書への回答・評価向上は、企業にとって、投資家からの評価獲得や顧客との取引継続・関係性強化のために重要な取組み事項となっている。企業には、事業リスク低減および企業価値の維持・向上の観点から、継続的な取組みの改善と適切な回答・開示の両輪が求められている。

i 2015年9月の国連サミットにて採択された、2030年までに持続可能な世界を目指す国際目標。2030年に達成すべき17の目標を明示。

ii 2020年以降の気候変動対策の国際的枠組み。パリで2015年12月に開催されたCOP21(第21回気候変動枠組条約締約国会議)で採択され、2016年に発効。世界の平均気温上昇幅を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求することや、その目標達成のために世界の温室効果ガス排出量を今世紀後半には実質的にゼロにすること等が掲げられている。

iii 環境的に持続可能な経済活動を定義し、一定規模以上の企業に対し、該当する経済活動の割合の報告を要求するEU規則。サステナブルな事業や経済活動の基準を明確化することで、グリーン投資の促進を目指すもの。2020年7月施行。

iv CDPウェブサイト(2022年11月10日検索)

v CDP報道発表情報(2022年10月19日)

vi 地球上で人類が安全に生存できる活動領域と限界点。

vii パリ協定が求める水準と整合した、企業が設定する温室効果ガス排出削減目標。SBTs for Nature(生物多様性版SBTs)も今後制定予定。

荻巣和紀(おぎす・かずのり)

株式会社ブライイトイノベーション 常務取締役

食品メーカーを経て、DeloitteおよびEYの環境・サステナビリティアドバイザー部門にて環境・サステナビリティアドバイザー業務に従事した後、株式会社ブライイトイノベーションの創設に参画。現在、環境・気候変動対応戦略策定、SBT設定、カーボンニュートラルロードマップ策定、シナリオ分析を含むTCFD提言対応、TNFD対応、Scope1,2,3算定、およびCDPをはじめとした評価向上などのコンサルティング業務に従事している。博士(地球環境学)。